

農業制度資金のしおり

こんなときは、こんな資金が利用できます。

資金名 資金の用途		農業近代化資金	農業経営改善促進資金 (スーパース資金)	農業経営負担軽減支援資金	日本政策金融公庫資金				
					青年等就農資金	農業経営基盤強化資金 (スーパース資金)	農業改良資金	経営体育成強化資金	農林漁業セーフティネット資金
農地	農地等を購入したい					○		○	
	農地等を借りたい	○			○	○	○	○	
	農地等を改良・造成したい	○			○	○	○	○	
施設機械	農舎・畜舎・ハウス等の施設を建てたい	○			○	○	○	○	○
	農機具等を購入したい	○			○	○	○	○	○
農畜産物	果樹・花き・花木を植栽・育成したい	○			○	○	○	○	
	家畜を購入したい	○			○	○	○	○	
加工販売	加工施設を建てたい	○			○	○	○	○	
	販売施設を建てたい	○			○	○	○	○	
災害復旧	災害により被害を受けたため、経営資金を借りたい					△			○
	災害により被害を受けたため、農業施設を復旧したい	○				○			△
運転資金	短期の運転資金を借りたい		○						
	長期の運転資金を借りたい	○			○	○	○	○	
負債整理・経営再建のため、資金を借りたい				○		△		△	

○は対象となっているもの、△は一部対象となっているものを示しています。

※ 各資金ごとに貸付要件がありますので、相談窓口にご確認ください。

滋賀県農政水産部農政課

令和7年(2025年)10月

■ 主な農業制度資金の御案内

資 金 名	制 度 の 内 容	利用いただける方
農業近代化資金※1	農業経営の改善のために必要な長期資金	主業農業者等
認定農業者に 係る特例	上記のうち、経営改善計画を達成するために必要な資金	上記のうち 認定農業者
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農業の経営改善の取組に必要な短期運転資金	認定農業者
農業経営負担軽減 支援資金※2	償還負担軽減のための営農負債の借換えに必要な資金	主業農業者
青年等就農資金	新たに農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入等に必要な資金	認定新規就農者
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営の改善に必要な設備資金（農地、施設、機械等の取得）、家畜・果樹等の経営費、負債整理	認定農業者
農業改良資金	生産・加工・販売の新部門の開始など新たな取組に必要な資金	農商工連携促進法 や六次産業化法の 認定者等
経営体育成強化資金	農業経営の改善のための前向き投資および既往負債の償還負担軽減資金	主業農業者等
農 林 漁 業 セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境変化などによる被害・影響に対する農業経営の維持に必要な資金	主業農業者等

国の被災農業者等対策

- (★1) 貸付当初5年間実質無利子化（上限2%まで）
- (★2) 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (★3) 実質無担保・無保証人

農業制度資金の申請書はこちらを御覧ください。



- ※1 令和元年4月から農業を営む個人の方も利用できるようになりました。
令和元年11月から借入申込時期の制限を撤廃しました。
令和2年4月から資金使途の拡充、貸付限度額の引上げ等を行いました。
- ※2 令和3年7月から新設。

(令和7年10月21日現在)

貸付金利	貸付限度額	融資率	償還期間 (据置期間)(以内)	融資機関
2.10% ※3・4・6・7 ★1	個人：1,800万円 法人、団体等：2億円	80～ 100%	資金使途に応じ 7～18年 (うち2～7年)	農協等 ★2 ★3
1.25～1.85% ※4・5・6・7 ★1		100%		
1.90%	個人：500万円 法人：2,000万円 (極度貸付)	100%	1年 (極度額の範囲で5 年間借換えが可能)	農協等
2.10% ※3 ★1	営農負債額	100%	10年 (うち3年) 特例15年	農協等 ★2 ★3
無利子	3,700万円(特認1億円)	—	17年 (うち5年)	日本政策 金融公庫
1.25～2.10% ※7 ★1	個人：3億円(特認6億円) 法人：10億円(特認20億円 [一定の場合30億円])	—	25年 (うち10年)	日本政策 金融公庫
無利子	個人：5,000万円 法人：1億5,000万円	—	12年 (うち資金使途に 応じて3～5年)	日本政策 金融公庫
2.10% ★1	①前向き投資：負担額の80% ②再建整備：個人 1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) 法人 4,000万円 ③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年 (特に必要な場合は10年) 間で償還すべき金額の合計 ④事業再生支援：負担額の100% ※ただし、①～④の借入総額が 個人1億5,000万円、法人5億円以内	—	25年 (うち3年)	日本政策 金融公庫
1.25～1.85% ★1	一般：600万円以内 特認：年間経営費等の6/12以内 【ウクライナ情勢・原油価格上昇に係る特例措置】 (通常とは別枠) 一般：600万円以内 特認：年間経営費等の6/12以内	—	15年 (うち3年)	日本政策 金融公庫

※3 県の利子補給後の利率。

※4 JAバンクから追加の利子補給あり。(一定の要件あり)

※5 県および国の利子助成機関である(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成後の利率。

※6 目標地図に位置付けられた者、または農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者等に対しては、(公財)農林水産長期金融協会から貸付当初5年間のみ上限2%まで利子助成。(融資枠、助成期間に上限あり)

※7 目標地図に位置付けられた者、または農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者等であって、包括的・先進的TPP協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定および地域的な包括的経済連携協定による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を作成し、その計画の実行により経営改善が見込まれる農業者については、(公財)農林水産長期金融協会から貸付当初5年間のみ上限2%まで利子助成。(融資枠に上限あり)

■ 農業近代化資金の御案内

資金の種類	資金の使 途
1 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成または取得に要する資金 (農地または牧野のみの改良、造成または取得に要するものを除く。)
2 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽または育成に要する資金
3 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入または育成に要する資金
4 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地または牧野の改良、造成または復旧に要する資金
5 長期運転資金	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の状態の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金

○ 認定農業者に係る特例

認定農業者が農業近代化資金を利用する場合、スーパーS資金並みの低金利で融資が受けられる制度です。

資金の種類	資金の使 途
農業近代化資金の認定農業者に係る特例	農業近代化資金の対象となる資金

■ スーパーS資金の御案内

資金の種類	資金の使 途
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	経営改善の取組に必要な、種苗代、肥料代、飼料代、家畜の購入費、修繕費、地代(賃借料)、技術習得費、市場開拓費等の短期運転資金

■ 農業経営負担軽減支援資金の御案内

資金の種類	資金の使 途
農業経営負担軽減支援資金	償還負担軽減のための営農負債の借換えに必要な資金

貸付の相手方	申 請 時 に 必 要 な 書 類 等
農業を営む個人、法人、 団体等	○借入申込希望書兼経営改善資金計画書 ○借入申込書 ○借入申込書兼債務保証委託申込書（機関保証を希望する場合） ○法人・団体の概要（法人・団体） ○試算表（法人・団体） ○決算書（法人・団体） ○業務報告書（法人・団体） ○定款、規約（法人・団体） ○議事録（法人・団体） ○見積書 ○設計書 ○カタログ等

貸付の相手方	申 請 時 に 必 要 な 書 類 等
認定農業者	上記に加え、○農業経営改善計画書および同認定書の写し

貸付の相手方	申 請 時 に 必 要 な 書 類 等
認定農業者	○資金利用申込書兼借入申込書 ○農業経営改善計画書および同認定書の写し

貸付の相手方	申 請 時 に 必 要 な 書 類 等
農業者（個人、法人）	○経営改善計画書 ○借入申込書

日本政策金融公庫資金の御案内

資金の種類		資金の用途
青年等就農資金		青年等就農計画の達成に必要な施設・機械の取得、家畜購入費、各種修繕費、農地の借地料やリース料などの一括前払い、創立費・開業費など
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）		農地の取得・改良、農業用施設・機械の取得、農産物の加工・流通施設の取得改良、借地権の取得、家畜・果樹等の導入、自らの経営に密接に関係する海外現地法人に対する貸付金、負債整理（制度資金に関する場合を除く）等の農業経営改善計画の達成に必要な長期資金
農業改良資金		（農業者向け） 農業改良措置を行うために必要な ・施設の改良、造成または取得に必要な資金 ・永年性植物の植栽または育成に必要な資金 ・家畜の購入または育成に必要な資金 ・農地または採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金 ・農機具、運搬用機具等について、賃借権取得のための借賃全額の一時払いに必要な資金 ・品種の転換を行うのに必要な資金 など
		（食品加工・流通事業者向け） ・米穀新用途利用促進法による生産製造連携事業計画や六次産業化法による総合化事業計画に基づく農業経営に必要な施設の設置、加工・販売施設の改良、造成または取得に必要な資金
経営体育成強化資金		農業経営の改善のための前向き投資および既往負債の償還負担軽減資金
農林漁業セーフティネット資金		不慮の災害、経営環境の変化等に対する経営の維持安定に必要な資金
農林漁業施設資金（主なもの）	主務大臣指定	アグリビジネス強化（スーパーW） 認定農業者が新たに法人を設立し、流通・加工業を行う場合に必要となる資金
	共同利用施設	共同利用施設 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設およびその他共同利用施設の改良、造成、復旧または取得
農業基盤整備資金		農地、牧野の新設・改良・造成、災害復旧
担い手育成農地集積資金		農地、牧野の新設・改良・造成 （ただし、経営体育成促進事業として採択されたもの）

貸付の相手方	申 請 時 に 必 要 な 書 類 等
認定新規就農者 (市町長により青年等就農計画の認定を受けた者)	担い手農業者向け 資金ごとに異なりますが、代表的なものをあげると次のとおりです。 ○借入申込希望書兼経営改善資金計画書（農業改良資金にあつては農業改良措置に関する計画を含む） ○貸付対象者としての要件を確認できる書類（農業経営改善計画書とその認定書、青年等就農計画とその認定書など） ○過去 3 か年分の青色申告書等収支実績、資産内容がわかるもの ○既往の借入金の残高、返済条件がわかるもの ○土地家屋評価証明書（市町が発行するもの） [借入申込みに必要な書類] 審査や特別融資制度推進会議による認定など、所要の手続を経た後、借入申込みになります。借入申込みに必要な書類は所定の借入申込書のほか、資金ごとに異なります。 詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。
認定農業者 (市町長により農業経営改善計画の認定を受けた者)	
・ 農林漁業バイオ燃料法による生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者など ・ 米穀新用途利用促進法による生産製造連携事業計画の認定を受けた生産者など ・ 六次産業化法による総合化事業計画の認定を受けた農業者など ・ みどりの食料システム法による環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農業者など	
・ 米穀新用途利用促進法第 5 条第 3 項に規定する認定生産製造連携事業計画の認定を受けた認定製造事業者など	
・ 農業を営む個人および法人・団体	
・ 認定農業者や認定新規就農者など農業を営む個人、法人 ・ 一定の要件を満たす団体	○借入申込書 ○経営安定計画 ○最近 3 か年の決算書類 ○登記簿謄本および定款（法人の場合） ○被害についての市町長の証明書（罹災証明書、ただし被害を受けた経営の再建に使用する場合）
認定農業者が設立した法人	上記「担い手農業者向け」と同様
農協、農協連、土地改良区、土改連、一定の要件を満たす法人など	○借入申込書 ○登記簿謄本および定款 ○最近 3 か年の決算書類 ○事業内容がわかるもの（設計書、見積書、その他契約書類、施設の配置図など） など
土地改良区、土改連、農協、農協連、一定の要件を満たす法人など	○借入申込書 ○収支予算書、借入議決書、議事録 ○最近会計年度の収支決算書、財産目録、事業報告書 ○貸付対象事業調書、選認定通知書（選認定事業の場合） ○計画一般図 ○定款、その他規程類 ○県営事業で市町経由で分担金を納入する場合は当該市町の分担金徴収条例、市町事業の場合は賦課金徴収条例、共同施行の場合は事業施行および資金借入に関する同意書 など

農業制度資金の相談窓口

- 各農業協同組合
- 各市町農政担当課
- 県関係機関

<http://www.pref.shiga.lg.jp/>

■農政水産部

農政課農業団体指導検査室

077-528-3813

■各地域における相談窓口

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

077-567-5412

甲賀農業農村振興事務所農産普及課

0748-63-6126

東近江農業農村振興事務所農産普及課

0748-22-7715

湖東農業農村振興事務所農産普及課

0749-27-2213

湖北農業農村振興事務所農産普及課

0749-65-6613

高島農業農村振興事務所農産普及課

0740-22-6025

○国関係機関

■近畿農政局経営・事業支援部経営支援課

075-414-9055

○関係団体

■滋賀県信用農業協同組合連合会営業部

077-521-1635

■株式会社日本政策金融公庫大津支店農林水産事業

077-525-7195

<https://www.jfc.go.jp/>

■公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金

077-523-5505

[融資に係る債務保証の御案内]

農業者等が融資機関でお借入れされるときに、滋賀県農業信用基金協会が債務保証を行うことで信用力を補完し、融資が円滑に行われるようにします。

(保証料率)

資金や個別事項（有担保・無担保・個人・共同）により保証料率が異なるため、融資機関または滋賀県農業信用基金協会までお問い合わせください。

●無担保での借入申込みに必要な書類

①借入申込書（兼債務保証委託申込書）②個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 ③運転免許証 ④住民票または住民票記載事項証明書 ⑤健康保険被保険者証 ⑥公的所得証明書または源泉徴収票 ⑦申告書一式 ⑧納税証明書 ⑨見積書 ⑩契約書 ⑪カタログ等写し ⑫計画図面 ⑬現地地図 ⑭その他

●有担保での借入申込みに必要な書類

上記の書類のほか ①固定資産評価証明書 ②土地・建物登記簿謄本 ③公図 ④建築確認申請書・建築確認済証※必要時

■相談窓口：滋賀県農業信用基金協会事業部

077-521-1722

※借入に当たっては、経営状況を分析し過大にならないよう十分に検討の上、資金計画を立ててください。